

旧統一教会に過料求め通知へ

東京地裁に文科省 解散請求へ調整

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）への「教団側から過料を求めよう」という通知を東京地裁に送ることを決めた。これまで「調査をめぐり、文部省」

学省は6日、教団側に「過料」を科すよう求める通知を東京地裁に送ることを決めた。これまで「調査をめぐり、文部省」

想定される今後の流れ

- 2022年11月 文科省、「質問権」行使 旧統一教会への調査スタート
 - 計7回の行使で500以上の項目を質問
 - 教団側が回答しなかった項目は100以上

- 23年9月 「過料」手続き
- 10月にも 解散命令を請求
 - 質問権調査で集めた過去の資料、高額献金被害者の証言などの「証拠」を根拠に

「法の趣旨に違反して著しく公共の福祉を害する」として解散命令を請求する

組織性 認同性 継続性

岡文科相が最終決定し

年の宗教法人法の改正で

憲。政府は、これで質問権による調査を終え、教団への解散命令を10月中旬にも地裁に請求する方向で調整している。

6日の宗教法人審議会でも、永岡桂子文科相が「違反の程度は軽微ではない」として過料手続きをとる方針を説明。審議会も「過料通知は相当」との意見がまとまり、永

た。質問権に関連した過料通知は初めて。教団側は「当法人が解散を命じられる事由はなく、文科省が求めようとしている過料は認められない」と反発している。

質問権は、オウム真理教の事件を機に1995年の宗教法人法の改正で

設けられた。昨年10月の岸田文雄首相の指示を受け、文科省が初めてこの権限に基づく調査を開始。11月から今年7月まで計7回、質問権を行使して疑問を重ねてきた。

同省によると、活動実態を把握するため教団に500項目以上を尋ねたが、2割にあたる100以上の項目で回答がなかったという。教団関係者は取材に「信者のプライバシーなどを理由に答えなかった」としている。

同法は、質問権を使った調査に答えなかった場合、法人の代表役員に10万円以下の過料を科すこと定める。刑事罰とは異なる。法人が必要な書類を

作成しなかったときなどに科す行政罰だ。文科省は7日に東京地裁に通知する予定で、地裁が過料を科すかどうか判断する。審理は非公開で行われ、裁判所の判断に不服がある場合、最高裁まで争うことができる。

過料の手続きとは別に、政府は10月中旬にも、解散命令を東京地裁に請求する方向で調整している。過料の審理が続く中でも、解散命令を請求することは可能だ。

解散命令が確定すると宗教法人という法人格を失うことになり、教団に對する税制優遇がなくなる。任意の宗教団体として存続はできる。